

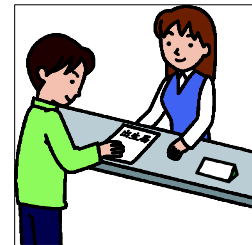


羽の情報便

今年10月から雇用保険が改正されることをご存知ですか？

これまで、週所定労働時間により、被保険者の区分が短時間労働者以外の一般被保険者（正社員）と短時間被保険者（パートなどの従業員）で受給資格が異なっていましたが、これを廃止し、雇用保険の基本手当の受給資格要件を一本化することとなりました。平成19年10月1日以降に離職（退職）された方から適応になります。つまり、今月末までに退職すれば現行の雇用保険法が適用されることとなります。

現行では、短時間労働者以外の一般被保険者（正社員）が、失業保険を受給するためには、最低限6ヶ月以上（各月14日以上）の雇用保険に加入で受給資格がありましたが、今回の雇用保険法の改正で、最低限12ヶ月以上（各月11日以上）加入していることが必要となります。



ただし、解雇等により離職する方には優遇制度があり、この場合には、6ヶ月以上（各月11日以上）雇用保険に加入していれば失業手当を受給することができます。

パートなどの従業員である短時間労働被保険者（週所定労働時間20～30時間）については、以前より、失業保険を受給するための要件は、12ヶ月（各月11日以上）以上の保険加入となっていたので、何も影響が無いように見えますが一点だけ変更となっています。それは、解雇等により離職する場合には、6ヶ月の加入期間でも失業手当が出るようになり、短時間労働者には、有利な改正が行われたこととなります。

自己都合で退職する正社員の方は、これまでより長い期間勤めなければ失業保険を受けられないようになり、パートやアルバイト等の短時間労働者が解雇された場合には、これまでより短期間で失業手当を受給する要件を満たすことになりました。



また、育児休業給付制度についても、休業している期間中に支給される手当と育児休業から復帰してから6ヶ月が経過した際に支給される手当がありますが、今回の雇用保険法の改正により、後者の手当の支給額が10%アップされることになり、合計で育児休業により支給される手当の額が休業前の賃金の50%となります。

教育訓練給付についても、本来「3年以上」の被保険者期間が必要であったのですが、これを当分の間、初回に限り「1年以上」に要件が緩和されるなどの見直しも行なわれます。

雇用保険の改正による受給資格の変更

当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務！ <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中！
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載！
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
■まぐまぐ！（<http://www.mag2.com/>） ■melma！（<http://melma.com/>）

9月-10月の税務カレンダー

9月10日(月)

本年8月分源泉所得税・住民税の納付

10月1日(月)

本年7月決算法人の法人税等・消費税確定申告
翌年1月決算法人の法人税等中間申告

10月10日(水)

本年9月分源泉所得税・住民税の納付

10月15日(月)

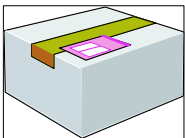
特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

10月31日(水)

本年8月決算法人の法人税等・消費税確定申告
翌年2月決算法人の法人税等中間申告

郵便・宅配便の節約

毎月の通信費で気がつかないうちに大きな出費を占めるのが郵便や宅配便のコストです。1年間のコストを一度計算されてはいかがでしょう？ まずは、オフィスに書き損じの年賀状や葉書があれば郵便局で1枚5円の手数料で切手と交換できます。軽い郵便物の場合は、ミニレターを利用しましょう。重量25gまでですが60円です。20円の節約になります。ゆうパックは、郵便局に持ち込みをすると100円割引になります。更に送付先とあて先が同じで差出日が一年以内のゆうパック伝票の控えを出すと、50円の割引になります。ゆうパックの料金が重量制からサイズ別料金に変わってしまい、全体的に割高になってしまい、特に大きくて軽い荷物の料金が非常に高いです。Yahoo!ゆうパックなら重量制です。オークション以外でも普通の荷物も使えます。A4サイズ厚さ2cmまでなら、クロネコメール便は非常に安いです。コンビニへ持ち込みができますので時間を気にせずコスト削減ができます。その他、エクスパック500という小包なら厚紙の248mm×340mmの専用封筒に詰めるだけ入れれば、全国どこへでも500円(追跡可能)で送れます。選択してコスト削減を！



コスト削減術

経理事務員のアウトソーシングで経費をカット

社員一人を雇う仕事ではないが経理の仕事がたまって困っている企業・店舗様へ、週一日からの経理事務員の派遣で経費カット。

設備投資一切無しで、月々の電気代を最大40%コストカット

経費削減したいけど何をしたらいいのかわからない。そうゆうお悩みでしたら、電気代を見直してみたいはいかがでしょう？

完全成功報酬制ですので、電気代削減が実現するまで一切費用はかかりません。

手数料3万円と削減金額の一部を1年間頂きまして、報酬とさせて頂いております。

一泊以上の入院で、5万円の給付金

が受け取れる保険をご存知ですか？

従来の医療保険との組み合わせで、高額な入院費を効果的にカバーできます。

歴史に残る、今では笑える税金の実話です！

おもしろ税金ものがたり(1)



■うさぎ税

明治6年(1873)12月に、東京府において兎税が創設されました。その税金は、うさぎの所有者に登録義務付けし、1羽につき1ヶ月金1円の高い税金を課しました。また、無届けでうさぎを所有したときには、1羽につき金2円の罰金が課せられました。当時、珍種のうさぎの飼育が流行し東南アジアなどから日本へ輸入されました。よって、投機的なうさぎの売買を抑制したい為の税でした。

■かえる税

中世のフランスでのお話ですが、堀の蛙がケロケロ鳴いて領主の睡眠を妨げていました。そこで領民に交替で水面をたたいて蛙の鳴くのを止めさせました。労働で納める「かえる税」でした。領民も大変ですし、かえるもいい迷惑ですね。



お客様からのQ & A

従業員がこの春より、大学の夜間部に通っています。私立大学のため従業員の負担も大きく、授業料の一部を事業主の私が負担することになりました。この場合、大学の授業料負担額は、学資金として非課税になりますか？

大学に進学するというような場合、使用人の修学のために支給する学資金は、原則として使用人への給与として課税することになっています。但し、例外として、使用者（事業主）が業務上の必要性から、使用人の職務に直接必要な技術や知識を習得させたり、免許・資格を取得させるための研修会・講習会などの出席費用や大学などの聴講費用、高等学校など学校教育法による学校（大学と高等専門学校は除かれます）に在籍する使用人に支給する修学のための費用であれば非課税になる場合もあります。



税金まめ知識（第1回） 税金の種類

税金は「何に課税されるの？」というシンプルな疑問ですが、わかりやすい指標は「富裕度」になります。この表現も時代によって価値観も変化し複雑化していますので、その数も種類も増える傾向にあります。たとえば「土地をたくさん持っている（資産）」とか、「収入が多い（所得）」とか、「贅沢な暮らしをしている（消費）」というバロメーターが代表的なものになります。

また、「誰が課税するの？」という分類では、国が課税する国税と地方公共団体が課税する地方税に大別されます。後者は、都道府県民税と市町村民税に分かれています。

「誰が課税するの？」という質問には、所得税に代表される自分が負担する税金を自分で収める直接税と、消費税のように納税事務を負担する人と税金を経済的に負担する人とが同一でない間接税があります。直接税の比率が高いと、所得に対する税務負担感が大きくなり勤労意欲の減退を招きますし、逆に間接税の比率が大きくなると、資産家も貧困層も同率の負担となって逆進性が強くなるという現象を招きますのでその時代や経済情勢に合わせたバランスが求められています。

最後に「何に使われるの？」という税金の用途に関する分類があります。国や地方公共団体の活動に必要な費用のうち、特に用途を定めず一般的な支出に充てられるものを普通税、特定の目的の資金として徴収されるものを目的税と呼ばれています。

課税対象	直接／間接	国税	地方税
所得課税	直接税	所得税 法人税	個人住民税 個人事業税 法人住民税 法人事業税
資産課税	直接税	相続税 贈与税	不動産取得税 固定資産税 都市計画税 事業所税 特別土地保有税 自動車取得税 自動車税 軽自動車税
消費課税	間接税	—	狩猟税
	直接税	消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 石油税 航空燃料税 地方道路税 自動車重量税 電源開発促進税	地方消費税 地方たばこ税 ゴルフ場利用税 入湯税 軽油取引税
流通課税	直接税	印紙税 登録免許税	—



今月のコラム

長い夏休みも終わって、宿題最近はあまりないのかしら?と楽しかった思い出をいっぱい持って子供達の二学期も始まりました。

しかしこの夏は、ほんとうに猛暑が続きましたね。40度を越えた場所もあって、いったい日本はどうしたの?ここはアフリカ?なんていう日も何日もありました。

なんといっても毎年話題になるのが電力不足と水不足のおはなし。今年の関東は、水不足のほうは何とか凌げたようですが、今年は特別、昼間の冷房などの需用ピークで電力不足は深刻だったようです。

新潟中越沖地震で停止している柏崎原子力発電所の影響も大きかったようですが、データ改ざんなどで運転休止していた本来稼働してはいけない発電所までが、急遽、再認可されて、本当にぎりぎりです。ニュースで読みました。

電気というエネルギーはなかなか作って貯めておくのが難しいものなのでしょうが、早く超巨大な電池とかバッテリーが開発されて普段から作り込みができたらいんじゃないかな?というのが、学生のころ物理も化学も大の苦手だった私の発想です。(笑)

九月に入ってもまだまだ暑い日が続く、だるさなかなか取れません。これがいゆる夏バテなのかな?などと思いつつ、これからは夏の暑さと違い何をするにも快適です。九月は2回も連休がありますし、食欲の秋、読書の秋を存分に楽しみたいと思う今日この頃です。



会計経理事務コストを大幅カット!

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 5,250円～ 決算月 10,500円～
(青色申告のみ)

法人：入会金 10,500円～ 月額 13,650円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

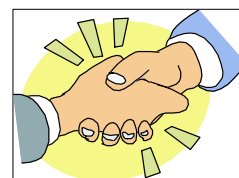
◆伝票仕訳・貼付サービス料金

月額 5,250円～

※ 領収書、レシートの仕訳・貼り付け

※ 試算表作成(ご希望の方)

※ 決算報告書の作成



< お電話にて、ご相談下さい。0120-979-987 >

・会社名： プラスマネジメント株式会社

・設立： 平成17年7月

・資本金： 1000万円

・業務内容： 経理・記帳代行業務

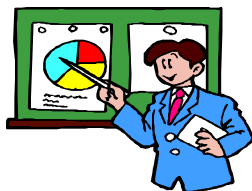
経理事務派遣業務

生命保険の募集に関する業務

光熱費削減に関するコンサルティング

・会社住所： 〒110-0016 台東区台東1-33-6 セントオフィス秋葉原8F

・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp



夏の疲れがでる季節です。健康には十分注意して頑張りましょう!

